

議案第 1 2 号

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

大阪府国民健康保険運営方針、本市における適正な国民健康保険事業の在り方等を考慮し、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金を本市の国民健康保険事業の運営に活用するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する
条例の制定について

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例(平成7年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「健全な財政運営」を「健全かつ安定的な運営」に改める。

第6条中「国民健康保険事業費納付金(羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)第11条の3第1号イに規定する国民健康保険事業費納付金をいう。)の納付」を「国民健康保険事業の運営」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 羽曳野市国民健康保険事業の<u>健全かつ安定的な運営</u>に資するため、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>(基金の使途)</p> <p>第6条 基金は、<u>国民健康保険事業の運営</u>に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又はその財源に充てることできる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 羽曳野市国民健康保険事業の<u>健全な財政運営</u>に資するため、羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>(基金の使途)</p> <p>第6条 基金は、<u>国民健康保険事業費納付金(羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)第11条の3第1号イに規定する国民健康保険事業費納付金をいう。)</u>の納付に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部をその財源に充てることできる。</p> <p>以下省略</p>